（令第三十三条において準用する令第七条の主務省令で定めるもの）

**第百二十九条**　第二十条の規定は、令第三十三条において読み替えて準用する令第七条に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第二十条第一項中「販売業者又は役務提供事業者」とあり、及び「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは、「業務提供誘引販売業を行う者」と読み替えるものとする。

**第百三十条・第百三十一条**　［略］

（訪問購入における書面の交付等）

**第百三十二条**　法第五十八条の七第一項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～八　略］

［条を削る。］

（令第十六条の二において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの）

**第四十六条の二**　第七条の三の規定は、令第十六条の二において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第七条の三第一項中「販売業者又は役務提供事業者」とあり、及び「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは、「業務提供誘引販売業を行う者」と読み替えるものとする。

**第四十六条の三・第四十六条の四**　［同上］

（訪問購入における書面の交付等）

**第四十七条**　法第五十八条の七第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

**第四十八条**　法第五十八条の八第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二　売買契約の締結を担当した者の氏名

三　売買契約の締結の年月日

四　物品名

五　物品の特徴

六　物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式

七　契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

八　前号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

九　売買契約を締結した際に、代金の全部を支払い、かつ、全ての物品の引渡しを受けたとき以外のときは、法第五十八条の七第三号及び第四号の事項

**第百三十三条**　法第五十八条の七第一項又は法第五十八条の八第一項若しくは第二項の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

［表　略］

| | |
|---|---|
| ［2・3　略］ | |
| 一　物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項 | イ　法第五十八条の八第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第五十八条の七第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第五十八条の十四第一項の申込者等をいう。以下この条及び第百四十九条において同じ。）は、書面又は電磁的記録により物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 |
| ［ロ～ヘ　略］ | |

**第百三十四条**　法第五十八条の七第一項又は法第五十八条の八第一項若しくは第二項の規定により交付する法第五十八条の七第一項第五号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

| | |
|---|---|
| 一　物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項 | イ　法第五十八条の八第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第五十八条の七第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第五十八条の十四第一項の申込者等をいう。以下この条及び第百四十九条において同じ。）は、書面又は電磁的記録により物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 |
| ［ロ～ヘ　略］ | |

**第四十九条**　法第五十八条の七又は法第五十八条の八の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

［表　同上］

| | |
|---|---|
| ［2・3　同上］ | |
| 一　物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項 | イ　法第五十八条の八の規定により交付する書面に記載する法第五十八条の七第五号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。 |
| ［ロ～ヘ　同上］ | |

**第五十条**　法第五十八条の七又は法第五十八条の八の規定により交付する書面に記載する法第五十八条の七第五号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

| | |
|---|---|
| 一　物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項 | イ　法第五十八条の八の書面を受領した日（その日前に法第五十八条の七の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第五十八条の十四第一項の申込者等をいう。以下この条及び第五十五条において同じ。）は、書面又は電磁的記録により物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 |
| ［ロ～ヘ　同上］ | |